

10月から国民健康保険が一部変更になります

広報9月15日号でお知らせしました様に、健康保険法等の一部を改正する法律が6月14日に国会で成立し、同月21日に公布されました。

これに伴い、市では7月に開催された国民健康保険運営協議会に対して、「医療保険制度改革に伴う自己負担割合の変更」・「出産育児一時金の引き上げ」について諮問しました。

このたびは同協議会において、「法律等の改正趣旨に沿って東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する必要がある」とした答申内容を受けたことから、9月開催の第3回

市議会定例会に改正条例案を上程し、原案の通り可決されました。

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の一部負担割合が変更

現在、前期高齢者（70歳）73歳の方、昭和7年10月1日～11年9月1日生まれて老人医療受給者証の交付を受けていない方には、被保険者証に一部負担割合（1割または2割）が表記されている国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証でそのまま受診ができません。今後は、申請していただく必要はありません。



全国地域安全運動を実施

10月11日(水)～20日(金)

全国の警察では、「守ろうよわたしの好きな街」をスローガンに10月11日（水）～20日（金）の期間、全国地域安全運動を実施します。この運動は、警察、防犯協会、自治体などの関係団体と地域の方が一体となって、「安全で明るく住みよい街づくり」を推進するために実施するものです。

ぜひこの機会に、「後を絶たない子どもを対象とした犯罪」「新たな手口による『振り込め詐欺』」「住民の皆さんを不安に陥れる侵入盗」などを被害に對する防犯対策を考えた「安全で明るい住みよい街」を実現しましょう。

詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7732

出産育児一時金が30万円から35万円に

国民健康保険の被保険者が出産し、社会保険から出産一時金が支給されない場合は、出産育児一時金として30万円が支給されていましたが、今回の改正により、10月1日以降に出産された方から35万円に引き上げられました。

また、妊娠12週（85日）以降であれば、死産・流産でも支給されます。

申請には、被保険者証、母子健康手帳（死産・流産の場合は医師の証明書）、世帯主の口座番号等が分かる書類、印鑑が必要です。

詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733



国民年金 だより

老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げは慎重に

出をした場合は年金額が増額されます（左表参照）。ただし、繰り下げを選択している間は、基礎年金が支給されませんので、65歳まで配偶者に加給年金が付いていた方の場合、65歳時に付くはずの振替加算も基礎年金を受給するまで停止となります。

老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げ後の増減額				
請求時の年齢	新支給率 (%)	旧支給率 (%)		
60歳0カ月～60歳11カ月	700～755	580		
61歳0カ月～61歳11カ月	760～815	650		
62歳0カ月～62歳11カ月	820～875	720		
63歳0カ月～63歳11カ月	880～935	800		
64歳0カ月～64歳11カ月	940～995	890		
申し出時の年齢			新支給率 (%)	旧支給率 (%)
66歳0カ月～66歳11カ月	1084～1161	1120		
67歳0カ月～67歳11カ月	1168～1245	1260		
68歳0カ月～68歳11カ月	1252～1329	1430		
69歳0カ月～69歳11カ月	1336～1413	1640		
70歳0カ月～	1420	1880		

昭和16年4月1日以前生まれの方には旧支給率が、昭和16年4月2日以降生まれの方には新支給率が適用されます。

記帳は簡単・大きな特典

青色申告で事業発展を！

税務署では、事業所得や不動産所得のある方に青色申告をお勧めしています。

青色申告を行うと、記帳することにより事業の経営状態が分かるとともに、税金面での機会に青色申告をご利用ください。



東久留米市表彰式典 64人と7団体を表彰

市では、毎年10月1日の市制施行記念日に、市の公益の増進に寄与し、市民の生活と文化の向上に特に功労のあった方を表彰しています。

今年も午前10時半から中央公民館で表彰式典を開催し、総勢64人の方と7団体に表彰状または感謝状を贈呈します。

- 受賞者は次の通りです。
- 【表彰状】保健衛生功労1人 社会福祉功労7人と1団体 防災功労7人 行政功労2人 納税功労1人 善行2人 社会教育功労1人 市民体育功労14人と2団体 文化功労2人と1団体 産業技能功労10人 自治功労2人
 - 【感謝状】土地を寄付された方15人と3団体
- 詳しくは総務部総務課秘書係 ☎470・7712へ。

申請書の記載方法、記帳の仕方、内容に関して等、詳しくは東村山税務署個人課税第1部門審理指導担当 ☎042・394・6811（内線415）へ。

わたしの見てある記 市長 野崎重弥



先日、「東久留米からの梅だより 梅つふふ」の発売記者発表会を開催しました。記者の皆さんのほか、多くの市民の皆さんにもご参加いただきました。当日は発売するワインの試飲もしていただきましたが大変好評で、この事業に取り組んできた者として、地域産業振興委員会・東久留米酒販組合・梅生産農家の皆さんに感謝申し上げます。市内限定発売8000本です。ぜひ一度お試しください。さて、敬老の日も過ぎましたが、今年の市内百歳以上のお年寄りは、24人（女性21人・男性3人）で、最高齢者は108歳です。高齢化率も20%に達し、全人口の5人に1人が65歳以上ということになります。統計データでは、大都市に人材を供給してきた地方よりも、大都市圏の高齢化が進むと、今後の社会福祉・高齢者施策・税体系ほか、多くの課題が山積しています。全国均一の行政サービス維持を目的としてきた地方交付税制度も大きく変わろうとしています。都市経営のあり方が大きく変わる時代を迎えていることに間違いありません。私たちが、今を生きていく責任として、これまでの都市経営手法が通用しない時代が来つつあることを明確に伝えるべきだと思っています。